

健やかに育て

# 「薩摩川内の子どもたち」

子育てについて  
ちよっと聞いてみました

乳幼児医療費  
支給制度は  
強い味方です



坂元 静代さん  
千洋ちゃん

子どもはちょっとした事で、風邪をひいたりして病院にかかることも多いです。そんなときに医療保険の自己負担額を全額助成してくれる「乳幼児医療費支給制度」があるので大変助かっています。

親子で  
一緒に  
フィットネス



秋葉 さゆりさん  
りみちゃん

育児リフレッシュのための「ママ&キッドボックス」(7ページ参照)を利用しています。親子で一緒に体を動かすことが大好きです。まちの施設などで思うことですが、トイレに赤ちゃんを一時お座りさせるベビーチェア一設置が増えると助かります。

すくすく  
ベビー券  
利用しています



鎌田 千恵さん  
大雅くん

おむつなどの購入に使える「すくすくベビー券」や「児童手当」の支援制度があるので助かります。外出先などで感じるのですが、市内のいろいろな場所で、ベビーベッドの設置が増えると各施設などを利用しやすくなると思います。

## 3 助成などが受けられます

窓口：本庁子育て支援課

### 児童手当

- 支給対象となる児童の年齢＝小学校修了前(12歳到達後の最初の3月31日まで)
- 手当の額＝以下は月額です。
  - ▼3歳未満の児童＝10,000円
  - ▼3歳以上の児童(第1子・第2子)＝5,000円
  - ▼第3子以降の児童＝10,000円

### 乳幼児医療費支給制度

- 小学校就学前までの乳幼児にかかる医療費について、医療保険の自己負担額の全額を助成します。
- 対象＝本市に居住する小学校就学前までの乳幼児(6歳到達後の最初の3月31日まで)
  - 申請に必要なもの＝乳幼児の健康保険証・振込口座番号の分かるもの・印鑑(スタンプ印を除く)

### 育児手当

- 3人目以上の子どもが生まれた場合など、3歳未満の子どもを養育している家庭に支給します。
- 対象＝保護者が本市に3カ月以上居住している方で、3人目以上の子どもが生まれた方
  - 支給額＝月額3,000円を、2月・6月・10月の月末に支給します。

### すくすくベビー券支給事業

- 本市で生まれて、住民登録をした新生児を養育する保護者に、紙おむつ・ミルクなどの関連商品が購入できる「すくすくベビー券」を支給します。
- 対象＝本市で生まれて本市に住民登録をした新生児
  - 支給額＝18,000円分(1枚1,500円の12枚綴り)の「すくすくベビー券」
  - 支給期間＝交付日から新生児が満1歳に至る月まで

### 幼児用補助装置(チャイルドシート)購入助成事業

- 本市の事業所で幼児用補助装置(チャイルドシート)を購入した方に対して、購入費の一部を助成します。
- 対象＝購入日において対象の子どもが6歳未満(出産予定2カ月前以内の胎児を含む)で、かつ市内に住所を有すること
  - 助成額＝チャイルドシート1台につき5,000円以内(1人1回限り)
  - 申請期間＝購入日の翌日から起算して6カ月後の月末まで

健やかに育て

# 「薩摩川内の子どもたち」



一人で悩まなくていいよ!

本市では、安心して子どもを産み育てられるように、いろいろな視点から子育て支援を行っています。現在、子育て中のお父さんお母さん、また、これから妊娠したり出産を間近に控えたお母さん、不安なことや知りたいこと、一人で悩まずに、まずは相談してみませんか。

## 1 子どもが生まれるまで

【窓口：川内保健センター】

- コウノトリ支援事業(不妊治療費助成)  
不妊治療を受ける夫婦の、治療に要する費用の一部を助成します。
- こしき子宝支援事業(甑地域妊婦健康診査旅費助成)  
甑地域の方が、島外での妊婦健診に要する交通費の一部を助成します。
- 妊婦健診助成  
妊婦健診を受けるための無料受診券(5回分)を交付します。

## 2 困ったときに相談できます

【窓口：川内保健センター】

### 新生児訪問・家庭訪問

助産師や保健師がご家庭を訪問して、子どもの体重測定やお母さんのお体の調子を伺います。  
\*電話による相談も行っています。お気軽にご相談を。

### 母子相談

子どもの発育に関する相談や母乳に関する相談など、保健師・栄養士・歯科衛生士がアドバイスします。事前に電話でご予約ください。

### 母子保健推進員

妊娠・出産したお母さんや子どもがいるご家庭に、電話や直接お伺いして、子育ての話をお聴きします。